

令和6年度 埋蔵文化財発掘作業員（会計年度任用職員）登録要項

鹿児島市教育委員会文化財課では、埋蔵文化財発掘調査に従事する発掘作業員を募集します。
なお希望する場合は事前に登録が必要です。（※登録されても発掘調査の有無により仕事がない場合があります。）

●従事すべき業務内容

埋蔵文化財の発掘作業

●登録要件

(1)屋外での発掘作業に従事できること。

(2)次のいずれにも該当しない方。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鹿児島市職員として懲戒処分の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●登録有効期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

・特に登録完了のお知らせは致しません。また、登録申込書は登録を受付するものであって、採用を確約するものではありません。

・作業は発掘調査が発生した期間のみに限られます。発掘調査は不定期ですので、登録有効期間内に採用のない場合や数日間の短期就労の場合があります。

●勤務条件

(1)勤務地 鹿児島市内の埋蔵文化財発掘調査現場

(2)勤務日 最大月12日（所属長が指定する日）

（※天候や調査の工程等、現場によって作業が休みになる場合があります。）

(3)勤務時間 1日6時間45分（発掘現場によって、勤務時間が異なります）

A 8：30～16：15（正午から午後1時までは休憩時間）

B 9：00～16：45（正午から午後1時までは休憩時間）

C 9：30～17：15（正午から午後1時までは休憩時間）

(4)休日休暇 土曜日及び日曜日、国民の祝日（所属長が指定する日）

(5)報酬額 日額：6,860円～7,710円

※給料（報酬）額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。

※ 通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

- (6) 保 険 等 災害補償適用あり。雇用期間等の要件を満たす場合、雇用保険の適用あり。
- (7) 服 務 地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

●選考方法

発掘調査が発生した場合には、名簿登載者の中から書類選考及び面接を行います。

※名簿に登録されても、必ず採用されるとは、限りません。

●登録申込方法

- (1) 登録申込書は、市 HP に掲載しているものをダウンロードし、A4印刷していただくか、文化財課、ふるさと考古歴史館で配布しているものをご利用ください。
- (2) 登録申込書に必要事項を記入の上、教育委員会文化財課まで郵送または持参してください。

※ 郵送の場合は、封筒の表に「発掘作業員・整理作業員登録申込書在中」と朱書してください。

●申込受付場所・時間

受付場所 鹿児島市総合教育センター2階 文化財課

受付時間 午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く）

（正午から午後1時までの時間を除く。）

●申込先（郵送の場合）

〒892-0816

鹿児島市山下町6-1

鹿児島市教育委員会管理部文化財課

●問合せ先

○鹿児島市教育委員会管理部文化財課

電話 (099) 227-1962

○ふるさと考古歴史館 整理作業室

電話 (099) 284-5271